

事業実施体制

(1) 推進委員会の設置

推進委員会（名簿は別表）を設置し、教育委員会の指導・助言のもとで研究を行うものとする。

(2) 実施体制図

※教員又は学校事務職員の加配措置がある場合はその役割等についても明記すること。

